

山梨県地域日本語教育推進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県地域日本語教育推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）の規定によるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、外国人が本県の一員として活躍するために、日本語能力が十分でない県内在住外国人に対して生活等に必要な日本語能力を身に付けられるよう、日本語教育環境を整備し、日本語学習機会の確保を図ることを目的とし、これに要する経費について予算の範囲内で補助する。

(補助対象者)

第3条 この補助金の対象となる者は、市町村とする。ただし、本県実施の「日本語モデル教室事業^(注)」を活用した市町村又は「日本語モデル教室事業」に準じた内容により次条に定める補助対象事業を実施しようとする市町村に限る。

(注)「地域日本語教育推進事業日本語モデル教室開催募集要項」に基づき、県の支援を受け、市町村主催による在住外国人を対象とした日本語教育を実施した事業のことをいう。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、次表のとおりとする。

補助対象事業	補助対象経費	補助率
在住外国人に対し、生活に必要な日本語能力向上のための日本語学習機会を提供する事業	諸謝金、旅費、交通費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、賃料及び損料、会議費、保険料、雑役務費、委託費	当該経費の1／2以内

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする市町村（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に以下の関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 事業収支内訳書
- (3) 収支予算書又はこれに代わる書類

(交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定により申請者から補助金交付申請書の提出があったときは、そ

の内容を審査の上、適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付決定にあたり、必要に応じ条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取下げようとするときは、補助金交付決定通知書を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（補助事業計画変更の承認）

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ計画変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）補助対象経費の総額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の総額の20%以内の場合は、この限りでない。

（2）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。

2 知事は、前項の承認する場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業遅延等の報告）

第10条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに補助事業遅延等報告書（様式第5号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（交付決定の取消等）

第11条 知事は、第9条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び、次の各号に掲げる場合は、第6条の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

（1）補助事業者が、本要綱、補助金の交付決定の内容、又は本要綱に基づく知事の定め、処分若しくは指示に違反した場合

（2）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（3）補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合

（4）交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 知事は、前項の取消をした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、第1項に掲げる事由により補助金の交付の決定を取消し、前項の規定により補助金の返還を命ずる場合には、補助事業者が当該補助金を受領した日から納付の日までの期間に応じて返還すべき金額に対し年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(状況報告)

- 第12条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について知事が報告を求めたときは、これを報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告を受けたときは、報告内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。

(実績報告)

- 第13条 補助事業者は、補助事業が完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して一箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の3月10日のいずれか早い期日までに、補助事業実績報告書（様式第6号）に必要関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第14条 知事は、前条の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書（様式第7号）により当該補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、前項の規定により補助金の額を確定した場合は、補助金を補助事業が完了した日の属する年度の3月31日までに精算払いとして当該補助事業者に交付するものとする。

(書類の保管)

- 第15条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(雑則)

- 第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年３月１９日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

山梨県地域日本語教育推進事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施するので、山梨県地域日本語教育推進事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて交付を申請します。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| 1 | 事業の名称 | |
| 2 | 実施期間 | 令和 年 月 日～令和 年 月 日 |
| 3 | 補助事業に要する経費 | 円 |
| 4 | 補助対象経費 | 円 |
| 5 | 補助金交付申請額 | 円 |

<関係書類>

- 1 事業実施計画書（別紙 1）
- 2 事業収支内訳書（別紙 2）
- 3 収支予算書又はこれに代わる書類

事業実施計画書

1 申請者の概要 (申請日現在)

事業名	
代表者氏名	
住所（所在）	

2 事業内容等

①事業の概要

1. 事業の名称	
2. 事業の期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日
3. 現状と課題	
4. 実施目的	

②事業計画

1. 事業の目標	
2. 事業実施計画	
活動予定	【実施予定回数】 【受講者見込数】 【実施場所】 【受講者募集方法】 【実施予定内容】 【講師予定数】 標準的なカリキュラム案等の活用の有無：一部活用

3. 取組予定スケジュール	
令和 年	
月	
月	
月	
4. 事業目標の検証方法	

事業収支内訳書

1 収入内訳

(単位：円)

区分	金額	資金の調達先
自己資金	円	
補助金	円	
その他	円	
合 計	円	

※ 補助金は、補助対象経費の 1 / 2 以内の金額を記載

※ 合計は、2 支出内訳の合計と同額となること

2 支出内訳

(単位：円)

経費区分	金額	積算基礎
	円	
合 計	円	

※ 税込みの金額を記載すること

様式第2号（第6条関係）

第 号
令和 年 月 日

殿

山 梨 県 知 事

山梨県地域日本語教育推進事業費補助金の交付決定について（通知）

令和 年 月 日付けで交付申請があった上記補助金については、山梨県地域日本語教育推進事業費補助金交付要綱（以下、「要綱」という）第6条の規定に基づき、次のとおり交付することに決定しました。

1 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は事業実施計画書記載のとおりとする。

2 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補 助 対 象 経 費	円
補 助 金 交 付 決 定 額	円

3 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

- （1）補助事業に要する経費の内容の変更をしようとするときは、変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の総額の20%以内の変更の場合、又は、補助事業の内容変更が軽微な変更の場合はこの限りでない。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- （3）補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

4 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 要綱、補助金の交付決定の内容、又は要綱に基づく知事の定め、処分若しくは指示に違反した場合

イ 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

ウ 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合

エ 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

5 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

6 補助事業が完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して一箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の 3 月 10 日のいずれか早い期日までに、補助事業実績報告書（様式第 6 号）に必要関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

7 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間、整備保管しておかなければならない。

様式第3号（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名 印

山梨県地域日本語教育推進事業費補助金に係る補助事業の変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった山梨県地域日本語教育推進事業費補助金に係る補助事業について、次の理由により計画変更したいので、山梨県地域日本語教育推進事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき申請します。

- 1 事業名
- 2 変更する理由
- 3 変更する内容

（注）該当部分について、変更前、変更後の内容や金額を確認できる資料（事業実施計画書や事業収支内訳書の新旧対照表等）を添付すること。

様式第 4 号（第 9 条関係）

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名 印

山梨県地域日本語教育推進事業費補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった山梨県地域日本語教育推進事業費補助金に係る補助事業について、次の理由により中止（廃止）したいので、山梨県地域日本語教育推進事業費補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき申請します。

- 1 事 業 名
- 2 中止（廃止）する理由
- 3 中止（廃止）の具体的内容

様式第 5 号（第 1 0 条関係）

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名 印

山梨県地域日本語教育推進事業費補助金に係る補助事業の遅延等報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった山梨県地域日本語教育推進事業費補助金に係る補助事業について、次の理由により予定する事業期間内に完了することができないと見込まれるので、山梨県地域日本語教育推進事業費補助金交付要綱第 1 0 条の規定に基づき報告します。

- 1 事 業 名
- 2 遅 延 等 の 理 由
- 3 事業の実施状況

様式第 6 号（第 13 条関係）

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名 印

山梨県地域日本語教育推進事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった山梨県地域日本語教育推進事業費補助金に係る補助事業を完了したので、山梨県地域日本語教育推進事業費補助金交付要綱第 13 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 事 業 名

2 補助金交付決定額

<関係書類>

- 1 事業実施報告書
- 2 事業収支決算書
- 3 支出証憑（支出伝票等）

事業実施報告書

1 補助事業者の概要

(報告日現在)

事業名	
代表者氏名	
住所（所在）	

2 事業実施結果等

①事業の概要

1. 事業の名称	
2. 事業の期間	

②事業の実績

1. 事業の目標	
2. 事業実施結果	
活動実績	【実施回数】 【受講者数】 【実施場所】 【受講者募集方法】 【実施内容】 【講師数】 人（うち、日本語教員要件を満たす講師 人） 標準的なカリキュラム案等の活用の有無：
3. 取組実施期間（詳細）	
令和 年	
月	
月	
月	
月	
月	

3. 事業の検証及び成果

事業収支決算書

1 収入内訳

(単位：円)

区分	金額	資金の調達先
自己資金	円	〇〇市
補助金	円	山梨県
その他	円	
合 計	円	

※ 補助金は、補助対象経費の 1 / 2 以内の金額を記載

※ 合計は、2 支出内訳の合計（決算額）と同額となること

2 支出内訳

(単位：円)

経費区分	補助対象経費	積算根拠
合計（決算額）	円	

※ 税込みの金額を記載すること

※ 支出に関わる証憑書類を添付すること

様式第7号（第14条関係）

第 号
令和 年 月 日

殿

山梨県知事

山梨県地域日本語教育推進事業費補助金の額の確定について（通知）

令和 年 月 日付けで実績報告があった上記補助金については、山梨県地域日本語教育推進事業費補助金交付要綱第14条の規定に基づき、次のとおり額を確定しましたので、通知します。

補助金確定額 _____ 円